

指針予定 8 物質の指針案

- ① 塩化アリル 1
- ② オルトフェニレンジアミン及びその塩 5
- ③ 1-クロロ-2-ニトロベンゼン 9
- ④ 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン 13
- ⑤ 1, 2-ジクロロプロパン 17
- ⑥ ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル 21
- ⑦ パラニトロアニソール 25
- ⑧ 1-ブロモ-3-クロロプロパン 29

① 塩化アリルによる健康障害を防止するための指針（案）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第3項の規定に基づき、塩化アリルによる労働者の健康障害を防止するための指針を次のとおり公表する。

1 趣旨

この指針は、塩化アリル又は塩化アリルを含有するもの（塩化アリルの含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。以下「塩化アリル等」という。）を製造し、又は取り扱う業務に関し、塩化アリルによる労働者の健康障害の防止に資するため、その製造、取扱い等に際し事業者が講ずべき措置について定めたものである。

2 塩化アリルへのばく露を低減するための措置について

塩化アリル等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

- (1) 労働者の塩化アリルへのばく露の低減を図るため、当該事業場における塩化アリル等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

ア 作業環境管理

- (ア) 使用条件等の変更
- (イ) 作業工程の改善
- (ウ) 設備の密閉化
- (エ) 局所排気装置等の設置

イ 作業管理

- (ア) 労働者が塩化アリルにばく露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
 - (イ) 有機ガス用防毒マスク、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
 - (ウ) 塩化アリルにばく露される時間の短縮
 - (エ) 作業を指揮する者の選任
- (2) 上記(1)によりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。
- ア 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。
 - イ 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。
 - ウ 塩化アリル等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。
- (3) 保護具については、同時に就業する作業者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空

気を吸入しないように措置すること。

(3) 次の事項について当該作業に係る作業基準を定め、これに基づき作業させること。

- ア 設備、装置等の操作、調整及び点検
- イ 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- ウ 保護具の使用

3 作業環境測定について

塩化アリル等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

(1) 屋内作業場について、塩化アリルの空気中における濃度を定期的に測定すること。

なお、測定は作業環境測定士が実施すること。また、測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めること。

(2) 作業環境測定を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程、作業方法等の点検を行うこと。これらの結果に基づき、必要に応じて使用条件等の変更、作業工程の改善、作業方法の改善その他作業環境改善のための措置を講ずるとともに、呼吸用保護具の着用その他労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること。

(3) 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。

4 労働衛生教育について

(1) 塩化アリル等を製造し、又は取り扱う業務に従事している労働者及び当該業務に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- ア 塩化アリルの性状及び有害性
- イ 塩化アリル等を使用する業務
- ウ 塩化アリルによる健康障害、その予防方法及び応急措置
- エ 局所排気装置その他の塩化アリルへのばく露を低減するための設備及びそれらの保守、点検の方法
- オ 作業環境の状態の把握
- カ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
- キ 関係法令

(2) 上記の事項に係る労働衛生教育の時間は4.5時間以上とすること。

5 塩化アリル等の製造等に従事する労働者の把握について

塩化アリル等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

- (1) 労働者の氏名
- (2) 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間

(3) 塩化アリルにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めること。

6 危険有害性等の表示について

労働安全衛生法第57条の2及び第101条第2項に基づき、化学物質等安全データシートの交付及び労働者への有害性の周知等を行うほか、「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針（平成4年労働省告示第60号）」に基づき、容器、包装等にラベルを付す等により必要な事項を表示すること。

② オルトーフェニレンジアミン及びその塩による健康障害を防止するための指針（案）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第3項の規定に基づき、オルトーフェニレンジアミン及びその塩による労働者の健康障害を防止するための指針を次のとおり公表する。

1 趣旨

この指針は、オルトーフェニレンジアミン及びその塩（以下「オルトーフェニレンジアミン類」という。）又はオルトーフェニレンジアミン類を含有するもの（オルトーフェニレンジアミン類の含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。以下「オルトーフェニレンジアミン類等」という。）を製造し、又は取り扱う業務に関し、オルトーフェニレンジアミン類による労働者の健康障害の防止に資するため、その製造、取扱い等に関し事業者が講ずべき措置について定めたものである。

2 オルトーフェニレンジアミン類へのばく露を低減するための措置について

オルトーフェニレンジアミン類等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

(1) 労働者のオルトーフェニレンジアミン類へのばく露の低減を図るため、当該事業場におけるオルトーフェニレンジアミン類等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

ア 作業環境管理

- (ア) 使用条件等の変更
- (イ) 作業工程の改善
- (ウ) 設備の密閉化
- (エ) 局所排気装置等の設置

イ 作業管理

- (ア) 労働者がオルトーフェニレンジアミン類にばく露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- (イ) 防じん機能を有する防毒マスク、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- (ウ) オルトーフェニレンジアミン類にばく露される時間の短縮
- (エ) 作業を指揮する者の選任

(2) 上記(1)によりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。

ア 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。

- イ 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。
 - ウ オルトーフェニレンジアミン類等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。
- (3) 保護具については、同時に就業する作業者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置すること。
- (4) 次の事項について当該作業に係る作業基準を定め、これに基づき作業させること。
- ア 設備、装置等の操作、調整及び点検
 - イ 異常な事態が発生した場合における応急の措置
 - ウ 保護具の使用

3 作業環境測定について

オルトーフェニレンジアミン類等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

- (1) 屋内作業場について、オルトーフェニレンジアミン類の空気中における濃度を定期的に測定すること。
- なお、測定は作業環境測定士が実施すること。また、測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めること。
- (2) 作業環境測定を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程、作業方法等の点検を行うこと。これらの結果に基づき、必要に応じて使用条件等の変更、作業工程の改善、作業方法の改善その他作業環境改善のための措置を講ずるとともに、呼吸用保護具の着用その他労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること。
- (3) 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。

4 労働衛生教育について

- (1) オルトーフェニレンジアミン類等を製造し、又は取り扱う業務に従事している労働者及び当該業務に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。
- ア オルトーフェニレンジアミン類の性状及び有害性
 - イ オルトーフェニレンジアミン類等を使用する業務
 - ウ オルトーフェニレンジアミン類による健康障害、その予防方法及び応急措置
 - エ 局所排気装置その他のオルトーフェニレンジアミン類へのばく露を低減するための設備及びそれらの保守、点検の方法
 - オ 作業環境の状態の把握
 - カ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理

キ 関係法令

(2) 上記事項に係る労働衛生教育の時間は4.5時間以上とすること。

5 オルトーフェニレンジアミン類等の製造等に従事する労働者の把握について

オルトーフェニレンジアミン類等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

(1) 労働者の氏名

(2) 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間

(3) オルトーフェニレンジアミン類により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めること。

6 危険有害性等の表示について

(1) オルトーフェニレンジアミン又はこれを含有するもの（オルトーフェニレンジアミンの含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。）について

労働安全衛生法第57条の2及び第101条第2項に基づき、化学物質等安全データシートの交付及び労働者への有害性の周知等を行うほか、「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針（平成4年労働省告示第60号）」に基づき、容器、包装等にラベルを付す等により必要な事項を表示すること。

(2) (1) 以外のオルトーフェニレンジアミン類等について

「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」に基づき、(1) 以外のオルトーフェニレンジアミン類等の譲渡又は提供に際し、化学物質等安全データシートを交付するとともに、容器、包装等にラベルを付す等により必要な事項を表示すること。

③ 1-クロロ-2-ニトロベンゼンによる健康障害を防止するための指針（案）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第3項の規定に基づき、1-クロロ-2-ニトロベンゼンによる労働者の健康障害を防止するための指針を次のとおり公表する。

1 趣旨

この指針は、1-クロロ-2-ニトロベンゼン又は1-クロロ-2-ニトロベンゼンを含むもの（1-クロロ-2-ニトロベンゼンの含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。以下「1-クロロ-2-ニトロベンゼン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務に関し、1-クロロ-2-ニトロベンゼンによる労働者の健康障害の防止に資するため、その製造、取扱い等に際し事業者が講ずべき措置について定めたものである。

2 1-クロロ-2-ニトロベンゼンへのばく露を低減するための措置について

1-クロロ-2-ニトロベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

(1) 労働者の1-クロロ-2-ニトロベンゼンへのばく露の低減を図るため、当該事業場における1-クロロ-2-ニトロベンゼン等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

ア 作業環境管理

- (ア) 使用条件等の変更
- (イ) 作業工程の改善
- (ウ) 設備の密閉化
- (エ) 局所排気装置等の設置

イ 作業管理

- (ア) 労働者が1-クロロ-2-ニトロベンゼンにばく露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- (イ) 有機ガス用防毒マスク、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- (ウ) 1-クロロ-2-ニトロベンゼンにばく露される時間の短縮
- (エ) 作業を指揮する者の選任

(2) 上記(1)によりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。

- ア 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。
- イ 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。

- ウ 1-クロロ-2-ニトロベンゼン等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。
- (3) 保護具については、同時に就業する作業者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置すること。
- (4) 次の事項について当該作業に係る作業基準を定め、これに基づき作業させること。
 - ア 設備、装置等の操作、調整及び点検
 - イ 異常な事態が発生した場合における応急の措置
 - ウ 保護具の使用

3 作業環境測定について

1-クロロ-2-ニトロベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

- (1) 屋内作業場について、1-クロロ-2-ニトロベンゼンの空気中における濃度を定期的に測定すること。
 - なお、測定は作業環境測定士が実施すること。また、測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めること。
- (2) 作業環境測定の結果を30年間保存するよう努めること。

4 労働衛生教育について

- (1) 1-クロロ-2-ニトロベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務に従事している労働者及び当該業務に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。
 - ア 1-クロロ-2-ニトロベンゼンの性状及び有害性
 - イ 1-クロロ-2-ニトロベンゼン等を使用する業務
 - ウ 1-クロロ-2-ニトロベンゼンによる健康障害、その予防方法及び応急措置
 - エ 局所排気装置その他の1-クロロ-2-ニトロベンゼンへのばく露を低減するための設備及びそれらの保守、点検の方法
 - オ 作業環境の状態の把握
 - カ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
 - キ 関係法令
- (2) 上記事項に係る労働衛生教育の時間は4.5時間以上とすること。

5 1-クロロ-2-ニトロベンゼン等の製造等に従事する労働者の把握について

1-クロロ-2-ニトロベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

- (1) 労働者の氏名
- (2) 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間
- (3) 1-クロロ-2-ニトロベンゼンにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めること。

6 危険有害性等の表示について

「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針（平成4年労働省告示第60号）」に基づき、1-クロロ-2-ニトロベンゼン等の譲渡又は提供に際し、化学物質等安全データシートを交付するとともに、容器、包装等にラベルを付す等により必要な事項を表示すること。

④ 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼンによる健康障害を防止するための指針（案）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第3項の規定に基づき、2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼンによる労働者の健康障害を防止するための指針を次のとおり公表する。

1 趣旨

この指針は、2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン又は2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼンを含有するもの（2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼンの含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。以下「2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務に関し、2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼンによる労働者の健康障害の防止に資するため、その製造、取扱い等に際し事業者が講ずべき措置について定めたものである。

2 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼンへのばく露を低減するための措置について

2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

(1) 労働者の2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼンへのばく露の低減を図るため、当該事業場における2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

ア 作業環境管理

- (ア) 使用条件等の変更
- (イ) 作業工程の改善
- (ウ) 設備の密閉化
- (エ) 局所排気装置等の設置

イ 作業管理

- (ア) 労働者が2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼンにばく露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
 - (イ) 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
 - (ウ) 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼンにばく露される時間の短縮
 - (エ) 作業を指揮する者の選任
- (2) 上記(1)によりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。

ア 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。

イ 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。

ウ 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

(3) 保護具については、同時に就業する作業者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置すること。

(4) 次の事項について当該作業に係る作業基準を定め、これに基づき作業させること。

- ア 設備、装置等の操作、調整及び点検
- イ 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- ウ 保護具の使用

3 作業環境測定について

2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

(1) 屋内作業場について、2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼンの空気中における濃度を定期的に測定すること。

なお、測定は作業環境測定士が実施すること。また、測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めること。

(2) 作業環境測定の結果を30年間保存するよう努めること。

4 労働衛生教育について

(1) 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務に従事している労働者及び当該業務に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- ア 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼンの性状及び有害性
- イ 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン等を使用する業務
- ウ 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼンによる健康障害、その予防方法及び応急措置
- エ 局所排気装置その他の2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼンへのばく露を低減するための設備及びそれらの保守、点検の方法
- オ 作業環境の状態の把握
- カ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
- キ 関係法令

(2) 上記事項に係る労働衛生教育の時間は4.5時間以上とすること。

5 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン等の製造等に従事する労働者の把握について
2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事す

る労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

(1) 労働者の氏名

(2) 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間

(3) 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼンにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めること。

6 危険有害性等の表示について

「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針（平成4年労働省告示第60号）」に基づき、2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン等の譲渡又は提供に際し、化学物質等安全データシートを交付するとともに、容器、包装等にラベルを付す等により必要な事項を表示すること。

⑤ 1, 2-ジクロロプロパンによる健康障害を防止するための指針（案）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第3項の規定に基づき、1, 2-ジクロロプロパンによる労働者の健康障害を防止するための指針を次のとおり公表する。

1 趣旨

この指針は、1, 2-ジクロロプロパン又は1, 2-ジクロロプロパンを含有するもの（1, 2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。以下「1, 2-ジクロロプロパン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務に関し、1, 2-ジクロロプロパンによる労働者の健康障害の防止に資するため、その製造、取扱い等に際し事業者が講ずべき措置について定めたものである。

2 1, 2-ジクロロプロパンへのばく露を低減するための措置について

1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

(1) 労働者の1, 2-ジクロロプロパンへのばく露の低減を図るため、当該事業場における1, 2-ジクロロプロパン等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

ア 作業環境管理

- (ア) 使用条件等の変更
- (イ) 作業工程の改善
- (ウ) 設備の密閉化
- (エ) 局所排気装置等の設置

イ 作業管理

- (ア) 労働者が1, 2-ジクロロプロパンにばく露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- (イ) 有機ガス用防毒マスク、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- (ウ) 1, 2-ジクロロプロパンにばく露される時間の短縮
- (エ) 作業を指揮する者の選任

(2) 上記(1)によりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。

ア 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。

イ 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。

ウ 1, 2-ジクロロプロパン等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

(3) 保護具については、同時に就業する作業者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置すること。

(3) 次の事項について当該作業に係る作業基準を定め、これに基づき作業させること。

- ア 設備、装置等の操作、調整及び点検
- イ 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- ウ 保護具の使用

3 作業環境測定について

1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

(1) 屋内作業場について、1, 2-ジクロロプロパンの空気中における濃度を定期的に測定すること。

なお、測定は作業環境測定士が実施すること。また、測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めること。

(2) 作業環境測定を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程、作業方法等の点検を行うこと。これらの結果に基づき、必要に応じて使用条件等の変更、作業工程の改善、作業方法の改善その他作業環境改善のための措置を講ずるとともに、呼吸用保護具の着用その他労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること。

(3) 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。

4 労働衛生教育について

(1) 1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務に従事している労働者及び当該業務に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- ア 1, 2-ジクロロプロパンの性状及び有害性
- イ 1, 2-ジクロロプロパン等を使用する業務
- ウ 1, 2-ジクロロプロパンによる健康障害、その予防方法及び応急措置
- エ 局所排気装置その他の1, 2-ジクロロプロパンへのばく露を低減するための設備及びそれらの保守、点検の方法
- オ 作業環境の状態の把握
- カ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
- キ 関係法令

(2) 上記の事項に係る労働衛生教育の時間は4.5時間以上とすること。

5 1, 2-ジクロロプロパン等の製造等に従事する労働者の把握について

1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

(1) 労働者の氏名

(2) 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間

(3) 1, 2-ジクロロプロパンにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めること。

6 危険有害性等の表示について

労働安全衛生法第57条の2及び第101条第2項に基づき、化学物質等安全データシートの交付及び労働者への有害性の周知等を行うほか、「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針(平成4年労働省告示第60号)」に基づき、容器、包装等にラベルを付す等により必要な事項を表示すること。

⑥ ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテルによる健康障害を防止するための指針（案）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第3項の規定に基づき、ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテルによる労働者の健康障害を防止するための指針を次のとおり公表する。

1 趣旨

この指針は、ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル又はノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテルを含有するもの（ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテルの含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。以下「ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル等」という。）を製造し、又は取り扱う業務に関し、ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテルによる労働者の健康障害の防止に資するため、その製造、取扱い等に際し事業者が講ずべき措置について定めたものである。

2 ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテルへのばく露を低減するための措置について

ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

- (1) 労働者のノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテルへのばく露の低減を図るため、当該事業場におけるノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

ア 作業環境管理

- (ア) 使用条件等の変更
- (イ) 作業工程の改善
- (ウ) 設備の密閉化
- (エ) 局所排気装置等の設置

イ 作業管理

- (ア) 労働者がノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテルにばく露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- (イ) 有機ガス用防毒マスク、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- (ウ) ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテルにばく露される時間の短縮

(エ) 作業を指揮する者の選任

(2) 上記(1)によりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。

ア 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。

イ 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。

ウ ノルマループチルー 2, 3-エポキシプロピルエーテル等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

(3) 保護具については、同時に就業する作業者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置すること。

(3) 次の事項について当該作業に係る作業基準を定め、これに基づき作業させること。

ア 設備、装置等の操作、調整及び点検

イ 異常な事態が発生した場合における応急の措置

ウ 保護具の使用

3 作業環境測定について

ノルマループチルー 2, 3-エポキシプロピルエーテル等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

(1) 屋内作業場について、ノルマループチルー 2, 3-エポキシプロピルエーテルの空气中における濃度を定期的に測定すること。

なお、測定は作業環境測定士が実施すること。また、測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めること。

(2) 作業環境測定を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程、作業方法等の点検を行うこと。これらの結果に基づき、必要に応じて使用条件等の変更、作業工程の改善、作業方法の改善その他作業環境改善のための措置を講ずるとともに、呼吸用保護具の着用その他労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること。

(3) 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。

4 労働衛生教育について

(1) ノルマループチルー 2, 3-エポキシプロピルエーテル等を製造し、又は取り扱う業務に従事している労働者及び当該業務に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。

ア ノルマループチルー 2, 3-エポキシプロピルエーテルの性状及び有害性

イ ノルマループチルー 2, 3-エポキシプロピルエーテル等を使用する業務

ウ ノルマループチルー 2, 3-エポキシプロピルエーテルによる健康障害、その予

防方法及び応急措置

エ 局所排気装置その他のノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテルへのばく露を低減するための設備及びそれらの保守、点検の方法

オ 作業環境の状態の把握

カ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理

キ 関係法令

(2) 上記の事項に係る労働衛生教育の時間は4.5時間以上とすること。

5 ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル等の製造等に従事する労働者の把握について

ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

(1) 労働者の氏名

(2) 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間

(3) ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテルにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めること。

6 危険有害性等の表示について

労働安全衛生法第57条の2及び第101条第2項に基づき、化学物質等安全データシートの交付及び労働者への有害性の周知等を行うほか、「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針（平成4年労働省告示第60号）」に基づき、容器、包装等にラベルを付す等により必要な事項を表示すること。

⑦ パラーニトロアニソールによる健康障害を防止するための指針（案）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第3項の規定に基づき、パラーニトロアニソールによる労働者の健康障害を防止するための指針を次のとおり公表する。

1 趣旨

この指針は、パラーニトロアニソール又はパラーニトロアニソールを含有するもの（パラーニトロアニソールの含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。以下「パラーニトロアニソール等」という。）を製造し、又は取り扱う業務に関し、パラーニトロアニソールによる労働者の健康障害の防止に資するため、その製造、取扱い等に関し事業者が講ずべき措置について定めたものである。

2 パラーニトロアニソールへのばく露を低減するための措置について

パラーニトロアニソール等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

(1) 労働者のパラーニトロアニソールへのばく露の低減を図るため、当該事業場におけるパラーニトロアニソール等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

ア 作業環境管理

- (ア) 使用条件等の変更
- (イ) 作業工程の改善
- (ウ) 設備の密閉化
- (エ) 局所排気装置等の設置

イ 作業管理

- (ア) 労働者がパラーニトロアニソールにばく露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- (イ) 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- (ウ) パラーニトロアニソールにばく露される時間の短縮
- (エ) 作業を指揮する者の選任

(2) 上記(1)によりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。

ア 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。

イ 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。

ウ パラーニトロアニソール等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

(3) 保護具については、同時に就業する作業者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置すること。

(4) 次の事項について当該作業に係る作業基準を定め、これに基づき作業させること。

- ア 設備、装置等の操作、調整及び点検
- イ 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- ウ 保護具の使用

3 作業環境測定について

パラ－ニトロアニソール等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

(1) 屋内作業場について、パラ－ニトロアニソールの空気中における濃度を定期的に測定すること。

なお、測定は作業環境測定士が実施すること。また、測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めること。

(2) 作業環境測定の結果を30年間保存するよう努めること。

4 労働衛生教育について

(1) パラ－ニトロアニソール等を製造し、又は取り扱う業務に従事している労働者及び当該業務に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- ア パラ－ニトロアニソールの性状及び有害性
- イ パラ－ニトロアニソール等を使用する業務
- ウ パラ－ニトロアニソールによる健康障害、その予防方法及び応急措置
- エ 局所排気装置その他のパラ－ニトロアニソールへのばく露を低減するための設備及びそれらの保守、点検の方法
- オ 作業環境の状態の把握
- カ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
- キ 関係法令

(2) 上記事項に係る労働衛生教育の時間は4.5時間以上とすること。

5 パラ－ニトロアニソール等の製造等に従事する労働者の把握について

パラ－ニトロアニソール等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

- (1) 労働者の氏名
- (2) 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間

(3) パラーニトロアニソールにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めること。

6 危険有害性等の表示について

「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針（平成4年労働省告示第60号）」に基づき、パラーニトロアニソール等の譲渡又は提供に際し、化学物質等安全データシートを交付するとともに、容器、包装等にラベルを付す等により必要な事項を表示すること。

⑧ 1-ブロモ-3-クロロプロパンによる健康障害を防止するための指針（案）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第3項の規定に基づき、1-ブロモ-3-クロロプロパンによる労働者の健康障害を防止するための指針を次のとおり公表する。

1 趣旨

この指針は、1-ブロモ-3-クロロプロパン又は1-ブロモ-3-クロロプロパンを含有するもの（1-ブロモ-3-クロロプロパンの含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。以下「1-ブロモ-3-クロロプロパン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務に関し、1-ブロモ-3-クロロプロパンによる労働者の健康障害の防止に資するため、その製造、取扱い等に際し事業者が講ずべき措置について定めたものである。

2 1-ブロモ-3-クロロプロパンへのばく露を低減するための措置について

1-ブロモ-3-クロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

(1) 労働者の1-ブロモ-3-クロロプロパンへのばく露の低減を図るため、当該事業場における1-ブロモ-3-クロロプロパン等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

ア 作業環境管理

- (ア) 使用条件等の変更
- (イ) 作業工程の改善
- (ウ) 設備の密閉化
- (エ) 局所排気装置等の設置

イ 作業管理

- (ア) 労働者が1-ブロモ-3-クロロプロパンにばく露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- (イ) 有機ガス用防毒マスク、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- (ウ) 1-ブロモ-3-クロロプロパンにばく露される時間の短縮
- (エ) 作業を指揮する者の選任

(2) 上記(1)によりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。

- ア 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。
- イ 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。

- ウ 1-ブロモ-3-クロロプロパン等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。
- (3) 保護具については、同時に就業する作業者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置すること。
- (4) 次の事項について当該作業に係る作業基準を定め、これに基づき作業させること。
 - ア 設備、装置等の操作、調整及び点検
 - イ 異常な事態が発生した場合における応急の措置
 - ウ 保護具の使用

3 作業環境測定について

1-ブロモ-3-クロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

- (1) 屋内作業場について、1-ブロモ-3-クロロプロパンの空気中における濃度を定期的に測定すること。

なお、測定は作業環境測定士が実施すること。また、測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めること。

- (2) 作業環境測定の結果を30年間保存するよう努めること。

4 労働衛生教育について

- (1) 1-ブロモ-3-クロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務に従事している労働者及び当該業務に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- ア 1-ブロモ-3-クロロプロパンの性状及び有害性
- イ 1-ブロモ-3-クロロプロパン等を使用する業務
- ウ 1-ブロモ-3-クロロプロパンによる健康障害、その予防方法及び応急措置
- エ 局所排気装置その他の1-ブロモ-3-クロロプロパンへのばく露を低減するための設備及びそれらの保守、点検の方法
- オ 作業環境の状態の把握
- カ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
- キ 関係法令

- (2) 上記事項に係る労働衛生教育の時間は4.5時間以上とすること。

5 1-ブロモ-3-クロロプロパン等の製造等に従事する労働者の把握について

1-ブロモ-3-クロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

- (1) 労働者の氏名
- (2) 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間
- (3) 1-ブロモ-3-クロロプロパンにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めること。

6 危険有害性等の表示について

「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針（平成4年労働省告示第60号）」に基づき、1-ブロモ-3-クロロプロパン等の譲渡又は提供に際し、化学物質等安全データシートを交付するとともに、容器、包装等にラベルを付す等により必要な事項を表示すること。